

お知らせ 海田町ふるさと写真集を
抽選で配布します

問 魅力づくり推進課(役場3階)
☎823-9234 FAX.823-9203

海田町の昔の風景、暮らしの様子などの写真を集めた写真集が完成しました。

抽選により、希望者に配布します。

- 対象 どなたでも(町外在住者も可。一世帯1部のみとします)
- 申し込み 魅力づくり推進課へ電話、メール(miryoku@town.kaita.lg.jp)、FAXにより、住所、氏名を伝えてください。
- 申し込み締め切り 10月31日(火)

お知らせ 令和6年1月から乳幼児等医療費
助成制度の対象年齢を拡大します

問 こども課(役場2階)
☎823-9227 FAX.823-9627

令和6年1月から、保険診療分の通院医療費の対象年齢を、現在の「小学校6年生まで」から「中学校3年生まで」に拡大します。新たに対象となる児童の保護者へ、10月中旬に申請書を送付します。申請書に記入の上、必要書類を添付して、期限までに提出してください。

- 一部負担金 1日500円(医療機関ごと)
通院は月4日まで、入院は月14日まで自己負担
- 所得要件 制限額を超える場合は対象外
※一部負担金・所得要件については、これまでどおりで変更はありません。

お知らせ 10月31日(火)で受け付けを終了します。
～海田町電力・ガス・食料品等
価格高騰重点支援給付金～

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

まだ申請をしていない人は早めに申請してください。

- 対象世帯
(1)住民税非課税世帯
基準日(令和5年6月1日(木))時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税となっている世帯
(2)家計急変世帯
令和5年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯
- 支給額 1世帯あたり3万円
※相談窓口専用電話での受け付けは終了しました。社会福祉課へ問い合わせてください。
※くわしくは、海田町ホームページを確認してください。



お知らせ ハロウィンジャンボ宝くじ販売

問 公益財団法人広島県市町村振興協会
☎223-6545

今年のハロウィンジャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて5億円(1等3億円、前後賞各1億円)!

同時発売のハロウィンジャンボミニは、1等・前後賞合わせて5,000万円(1等3,000万円、前後賞各1,000万円)!

この宝くじの収益金は、市町の明るく住みよいまちづくりに使われます。近くにある宝くじ売り場でお買い求めください。

- 発売期間 10月20日(金)まで
- 価格 1枚300円
- 抽選日 10月27日(金)

お知らせ 海田町文化スポーツ協会の
窓口業務時間変更のお知らせ

問 海田町文化スポーツ協会
☎516-5525

10月2日(月)より、窓口業務時間が下記のとおり変更になります。

●窓口業務時間	
変更前	変更後
9時～17時45分	11時～17時45分

- 休業日 土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

お知らせ 令和6年「二十歳のつどい」について

問 生涯学習課(役場3階)
☎823-9217 FAX.823-9256

令和6年「二十歳のつどい」(旧名称:成人祭)を次のとおり開催します。

対象の人は、ぜひ出席してください。

- 募集 式典で誓いの言葉を発表する人を募集します。希望する人は電話で生涯学習課に申し込んでください。
- 日時 令和6年1月7日(日) 13時30分から(12時30分受け付け)
※式典以外の行事は行いません。
- 場所 織田幹雄スクエア ホール
※駐車場はありません(送迎は可能です)。
- 対象 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの人
※12月上旬時点で海田町に住民票がある対象者に案内ハガキを送付します。現在、他の市町村に住民票を異動している人も参加できますので生涯学習課まで連絡してください。

お知らせ 今月の住民課窓口休日開庁日

問 住民課(役場2階)
☎823-9205 FAX.823-9627

- 今月の休日開庁日 10月14日(土)
- 開庁時間 8時30分～17時15分
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付の申請および交付(受領証持参)、住民票の異動(転入・転出など)の受け付け、マイナンバーカードの申請受け付け・交付
※転入・転出、転居に伴うその他の手続き(健康保険など)はできません。
※旅券の申請は、一部受け付けができない場合があります。(住民票が海田町にない人の申請など)
※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

マイナンバーカード交付臨時窓口の開設について

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付に係る臨時窓口を毎週木曜日に開設します。

- 今月の臨時窓口 10月5日(木)、10月12日(木)、10月19日(木)、10月26日(木) 17時15分～19時
- 場所 住民課
- ※マイナンバーカードの交付事務以外の業務は行いません。
- お知らせ 11月2日(木)の臨時窓口は、システムメンテナンスのため、行いません。

お知らせ 海田東公民館
証明書発行コーナー開設中

問 住民課(役場2階)
☎823-9205 FAX.823-9627

- 開設日時 毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
開館は9時からです。(証明書発行のみ8時30分から行っています)
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書、印鑑証明書、税の証明書の発行

お知らせ 自動通話録音装置の
貸し出しをしています

問 町民生活課(役場3階)
☎823-9219 FAX.823-7927

振り込め詐欺・還付金詐欺・悪質勧誘の防止に効果のある、警告メッセージ付きの「自動通話録音装置」を無料で貸し出しています。65歳以上の高齢者の人で「自動通話録音装置」の貸し出しを希望する人は、町民生活課まで問い合わせてください。

- 対象 町内在住で日中65歳以上の高齢者のみになる世帯
- 料金 無料
- 申し込み 町民生活課へ。

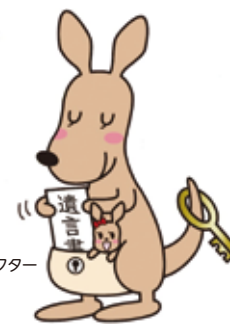
お知らせ 遺言書保管制度をご利用ください!

問 広島法務局供託課
☎228-5783

法務局では、遺言者が自書した遺言書を保管する制度を取り扱っています。

皆さんの大切な財産を、大切な人にトラブルなく確実に託す方法の一つとして本制度を活用してください。

なお、保管申請の手続などは事前予約制により行っています。くわしくは、広島法務局ホームページまたは広島法務局供託課まで問い合わせください。

お知らせ 令和6年4月1日から相続登記の
申請が義務化されます

問 広島法務局
☎228-5206

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、または、判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法改正が、まもなく施行されます。

令和6年4月1日から、相続などによる不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

所有する不動産を確認し、速やかに相続登記を行えるよう、今のうちから備えましょう!

ポイント

令和6年4月1日より前の相続でも、相続登記が未了であれば義務化の対象となります。この場合は、改正の施行日から3年以内(令和9年3月31日まで)に登記をする必要があります。

制度に関する詳細は、「法務局 相続登記義務化」で検索していただくか、広島法務局まで問い合わせてください。

相続登記の申請手続に関する案内(ハンドブック)は二次元コードから確認してください。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

